

償却資産の申告を忘れずに

問合せ 税務課固定資産税係

市内に償却資産を持つ人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の状況を市に申告する義務があります。

今年度申告をした人には、12月中旬に平成27年度申告用紙を送付しましたので必要事項を記入し、申告してください。

平成26年中に新たに事業（アパート経営を含む）を始めて、事業用資産を持つ人も申告が必要です。

申告期限 2月2日(月)まで



【償却資産とは】

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地や家屋以外の構築物・機械・器具・備品など有形の固定資産をいいます。

次の事業用資産は、償却資産として固定資産税の課税対象です。

- ・構築物、建物附属設備（受変電設備、駐車場舗装、外構工事、看板など）
- ・機械、装置（各種製造設備、クレーンなどの建設機械、太陽光発電装置など）
- ・船舶、航空機
- ・車両、運搬具（構内運搬車、貨車、大型特殊自動車など）
- ・工具、器具、備品（パソコン、測定工具、机、いす、ロッカーなど）

課税標準の特例

一定の要件を満たす償却資産は、課税標準額を軽減する措置がとられます。この措置の適用を受けるには、必要書類の添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。

平成27年1月より

70歳未満の人の所得区分と自己負担限度額が変わります

問合せ 国保年金課国保係

医療機関の窓口に限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証）を提示することにより、外来・入院ともに個人単位で1医療機関の窓口での支払いが所得区分に応じた限度額までとなります。限度額適用認定証が必要な人は、国保年金課の窓口で申請をしてください。

平成26年12月まで

所得要件	自己負担限度額 (年4回目以降は<>の額)
総所得金額等が600万円を超える世帯 および 所得未申告の世帯	150,000円＋ (総医療費－500,000円) × 1 % <83,400円>
総所得金額等が600万円以下の世帯	80,100円＋ (総医療費－267,000円) × 1 % <44,400円>
住民税非課税世帯	35,400円<24,600円>

平成27年1月以降

所得要件	自己負担限度額 (年4回目以降は<>の額)
総所得金額等が901万円を超える世帯 および 所得未申告の世帯	252,600円＋ (総医療費－842,000円) × 1 % <140,100円>
総所得金額等が600万円を超えて901万円以下の世帯	167,400円＋ (総医療費－558,000円) × 1 % <93,000円>
総所得金額等が210万円を超えて600万円以下の世帯	80,100円＋ (総医療費－267,000円) × 1 % <44,400円>
総所得金額等が210万円以下の世帯	57,600円<44,400円>
住民税非課税世帯	35,400円<24,600円>

※総所得金額等とは、国保税の算定基礎となる基礎控除後の課税所得金額です。